平成２４年（フ）第６１７号
千葉市中央区矢作町616番地　アグリアブル２番館103号
債務者　鈴木　眞紀（旧姓根岸）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２８号
千葉市稲毛区小仲台８丁目22番13棟204号
債務者　櫛桁　光子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６２９号
千葉市稲毛区小仲台８丁目22番13棟204号
債務者　櫛桁眞由美
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６４０号
千葉県八千代市勝田台北３丁目５番９号　ハイツグレース102号
債務者　棚原　盛和
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
静岡県下田市柿崎24番18号
債務者　中田　幸宏
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１４号
静岡県下田市須原626番地の３
債務者　藤本　順司
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第３２号
鳥取県東伯郡北栄町由良宿1145番地
債務者　佐藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第４０号
鳥取県倉吉市西倉吉町477番地12
債務者　西田日出男
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第１７０号
長崎県長崎市小江原５丁目12番７号
債務者　永石亜須香
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３６号
沖縄県那覇市壺川２丁目10番地６　県営大橋市街地住宅606
債務者　狩俣三千男
成年後見人　狩俣　英子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４５４号
仙台市青葉区愛子東１丁目17番11号
債務者　三浦あつ子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６５号
仙台市太白区東中田１丁目２番80号　Ｋハイツ201
債務者　小野　英美
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５号
福島県南相馬市原町区南町３丁目98番地の６　鳥居貸家Ｅ号棟
債務者　五十嵐鶴江
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第３３号
茨城県神栖市知手中央六丁目21番５号　第22平成コーポＦ201
債務者　吉嵜麻奈未
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第３８号
茨城県神栖市大野原２丁目18番11号コーポサンライズＡ―102
債務者　鈴木　有子（旧姓佐川・竹垣）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第５４８号
千葉県市原市菊間2897番地89
債務者　竹内恵美子（旧姓永野・保坂）
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５６３号
千葉県市川市大町124番地市営住宅大町第３団地Ｂ―1705
債務者　伊藤　智恵
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係